

あなたのそばに介護保険 大切なパートナー

50%	国・県市の税金
20%	1号被保険者 65歳以上
30%	2号被保険者 40歳～64歳

◆負担割合

被保険者が負担しています。

介護保険制度は、公費と保険料で運営されています。保険料は、65歳以上の1号被保険者と40歳から64歳までの2号被保険者が負担しています。

介護保険料とは？

「介護保険制度」は、個人や家族の力だけでは対応できない問題を国民が互いに助け合う仕組みで、介護保険サービスを利用していない人でも、40歳から介護保険料を負担するようになっていきます。少子高齢化時代を乗り切るため日本の共助や公助の精神が基本となった大切なシステムの一つで、皆さまの保険料が大変役に立っています。

このような介護の不安をみんなで支える制度として、介護保険制度が平成12年に創設されました。

親の面倒は家族がみて、自分が年老いた時は子どもの世話になることを期待していた時代が続いていました。広い意味での自助で解決していた「介護問題」が、少子化などが進み社会問題化してきました。



●保険料を納めはじめるのは…

1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった日の前日の属する月からです。
例) 5月1日生まれ→4月分から 5月2日生まれ→5月分から

保険料は基準額をもとに決められています

$$\text{基準額(月額)} \times 12 \text{月} = 49,560 \text{円} = \frac{\text{介護給付費などにかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(20\%)}}{\text{市の65歳以上の人数}}$$

※保険料/年は、基準額に保険料率を乗じ、端数は処理しています。

第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.5	〈年額〉 24,720円
" 2 "	世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.75	37,080円
" 3 "	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.85	42,120円
" 4 "	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×1.0	49,560円
" 5 "	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額×1.1	54,480円
" 6 "	本人が市民税課税者で、 前年の合計所得金額が145万円未満の人	基準額×1.25	61,920円
" 7 "	本人が市民税課税者で、 前年の合計所得金額が145万円以上220万円未満の人	基準額×1.5	74,280円
" 8 "	本人が市民税課税者で、 前年の合計所得金額が220万円以上500万円未満の人	基準額×1.75	86,640円
" 9 "	本人が市民税課税者で、 前年の合計所得金額が500万円以上の人		

◎保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

介護サービス費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

1年6か月以上滞納すると

介護サービス費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。更に滞納が続くと、返還すべき負担分を滞納した保険料に充当します。

2年以上滞納すると

利用者負担が1割から3割に上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

1号被保険者の保険料は、保険者によって基準額(保険料)が決められ、市民税の課税状況に応じて負担をして頂きます。大村市の保険料は下表のように9段階に分けて負担調整を行っています。

県内21保険者のうち、大村市の保険料は6番目に安く、一番高い保険者と比較すると約3割安くなっています。

保険料の徴収方法は？

介護保険料は、特別徴収と普通徴収の2種類に大きく分けられます。65歳以上の人の約9割が特別徴収で、年金が年額18万円以上の人は、年金から直接天引きされます。

新しく65歳になった人や市内に転入した人は、納付書で納める普通徴収で、翌年からは自動的に特別徴収に切り替わります。

通知書とは？

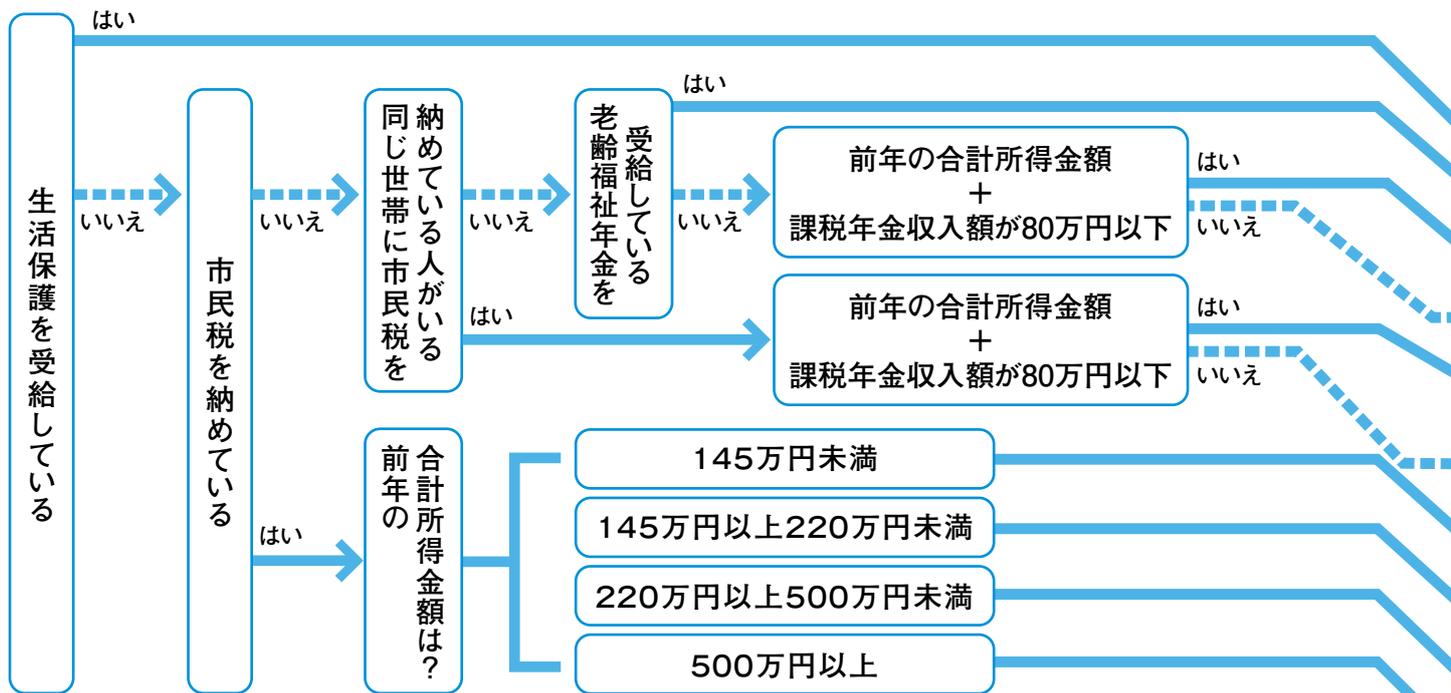
4月の時点では、まだ皆さんの所得や市税の課税状況が把握できないため、特別徴収対象者には、「介護保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。この通知書に記載している金額は、前年度2月分と同額のため、平成24年度からは4月の通知を廃止し、7月の決定通知に記載してお知らせします。

7月に入ると市から「介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書」を送付します。先に天引きした4月、6月、8月の保険料を年間保険料から差し引いたものを10月、12月、2月に年金から天引きする金額のお知らせです。

保険料の決まり方

65歳以上の人の保険料は、平成21年度から平成23年度までの3年間の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

◎ あなたの介護保険料段階を確認しておきましょう



老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給されます。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

課税年金収入額

国民・厚生・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害・遺族・老齢福祉年金などは含みません。

◎ 納付が難しいときはご相談を

災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しい人はご相談下さい。

よくある質問

皆さんからお問い合わせの多い事例をご紹介します。



基準判定所得とは？

通知書の中には、「賦課の根拠」として「基準判定所得」というものが記載されています。

この「基準判定所得」とは、介護保険料の段階を決定するときにだけ利用する金額です。

① 第2～5段階の場合

※基準判定所得

前年の合計所得金額
+
課税年金収入金額

② 上記以外の段階

※基準判定所得

前年の合計所得金額

①の場合

65歳以上の人で年金収入が130万円のとき

- ・年金所得 10万円
- ・基準判定所得=10万円+130万円=140万円となります。

年金は130万円しかもらっていないのに、判定が140万円となっているとの問い合わせがあります。このような判定をする理由を説明します。

(例)

Aさん:年金収入 130万円 所得10万円→(合計所得金額10万円)

Bさん:不動産所得 30万円の場合→(合計所得金額30万円)

右の例では合計所得金額で比較すると、Bさんが負担能力は大きく見えます。しかし、実際の収入はAさんが130万円、Bさんが30万円になり、負担能力はAさんの方が大きいと判断されます。従って、基準判定所得を前年の合計所得金額+課税年金収入金額とすることで、負担能力に応じた段階にあてはめることができます。

土地の収用などは？

土地を収用された場合や家・土地の売却などの所得があり、特別控除の適用を受ける人は、所得税や市県民税はかからないのに、介護保険料が高額になるケースがあります。これは、合計所得金額の算定の仕方が特別控除前の金額で計算されるためです。介護保険料は、実際に得た収入金額をもとに判定します。

死亡しているのに保険料を？

7月に「介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書」を送付したとき、亡くなっているのになぜ通知書が送られるのか、という質問も寄せられます。

死亡した場合、その月の保険料はかかりませんが、5月に亡くなった場合は4月分が、6月になくなった場合は、4・5月分の保険料がかかるため、その期間の保険料を通知しています。

65歳になると？

65歳になった場合は、誕生日の前日の属する月から保険料がかかります。例えば6月1日が誕生日の場合、前日の5月31日の属する5月分から保険料がかかります。「不利な取り扱いだ」とご意見が多くありますが、年金は5月分から支給されています。



保険料を納めないといつ？

保険料の滞納が続くと、未納期間のサービスの一時差し止めや利用者負担の割合が1割から3割に増える場合があります。
特別な事情で納付が遅れたり、支払えない人は、分納することもできます。お早めにご相談ください。

2025年問題って？

団塊の世代が75歳に突入する2025年は、介護保険の利用者が多くなり、介護給付費が大きくなることが予想されます。このように社会保障費が増える問題を2025年問題といい、目前に迫っています。介護給付費の財源収入を安定化させるうえで、介護保険料の収納率向上は最も重要な課題です。

介護保険制度の基本理念である「国民の共同連帯・相互扶助」に基づき、健全な制度を運営するため、市では差押えを強化し、公平な負担納付を進めていきます。

介護保険料の改定は？

介護保険制度では、3年ごとに保険料を設定しており、第4期介護保険料と呼ばれる平成21～23年度の介護保険料は平成20年度に決定しました。第5期介護保険料となる平成24～26年度の保険料は、今年度末に新しく決定します。

第4期介護保険料は、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」により、介護報酬改定の増加分を抑えることができました（基準額を

59円下げる効果がありました）が、第5期介護保険料は、高齢化の影響で介護認定者の増加や認定者の重度化、介護報酬単価の改定などから上昇することが予想されます。

新しい介護保険料のお知らせは来年3月の予定です。

基本チェックリストとは？

現在、無作為抽出で実施している「日常生活圏ニーズ調査」は、平成24年度から「基本チェックリスト表に基づく調査」に引き継がれ、平成26年度までに要介護（支援認定者を除く65歳以上の全員を対象に実施することを計画しています。

内容については、プライバシーに関する細かい状況をお尋ねしますので、データ管理に十分配慮した取り扱いを行います。

この調査は、皆さんの健康状態を判断し、必要と思われる人には、個人ごとに介護予防事業などを紹介し、皆さんが元気でいきいきと生活できるお手伝いを目的としています。

皆さんのご協力をお願いします。

介護認定申請の問題点

介護サービスの利用を希望する人は、「要介護認定」の申請が必要です。この申請の費用は市が負担しますが、必要に迫られていない人も申請を行う事例が増えています。更新の時期が近づくと市から更新のお知らせをしますが、



介護サービスを利用しなくなった時は、更新する必要はありません。
皆さんのご協力をお願いします。

ご存知ですか？ 認知症の人と家族の会（わらべ会）

- 認知症の人を抱えて悩んでいませんか？
 - あなたの気持ちをわかってくれる仲間はいませんか？
 - 経験した人にしかわからない苦労がたくさんあります。
- きっとあなたの力になります。お気軽にご相談ください。

とき 毎月第3水曜日

午後1時30分～3時30分

ところ 総合福祉センター2階

電話 ☎6010（三輪）

